

# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会  
〒380-8710  
長野市立町978-2 労済会館内  
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672  
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp  
http://nagano.rofuku.net/  
発行人 近藤 光  
編集人 青木 正照

第248号2008年8月1日

この取り組みについては、働く意思のある者が協同で事業を行うために出資し、共同で経営を管理する組織に、法人格を与えることにより、障害者や中高齢者、フリーター等の若者が自ら働く場を作る動きを後押しするために「協同労働組合法」制定を求めて、全国的に、労福協や労働団体等が進めています。

今回の、長野県議会の意見書採択にあたっては、長野県労福協が労働団体推薦議員らに働きかけ、その結果「革新・緑新」会派代表の倉田竜彦議員が提案者となり、賛成議員代表「自由民主党県議団」の平野成基団長ら54名の議員による全会一致で原案を可決しました。意見書の内容は以下の通りです。

また、この一連の内容については、中央労福協の会議や日本労協新聞の一面に紹介されるなど、全国的にも評価され、注目されています。



提案する倉田県議

秋の臨時国会での協同労働法制化実現に向けて  
**全国県議会のトップを切って 長野県議会で意見書採択!**

長野県議会は6月27日、全国の県議会では初の「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書を採択しました。今後は、8月末召集予定の臨時国会での法制化をめざして、各地方議会での決議も相次いでいます。



中央労福協 笹森会長も熱く

中央労福協の笹森会長（協同労働法制化市民会議会長）は、こう訴えています。

協同労働は、壊されてきた地域社会の絆を取り戻し、支え合い・助け合っていくための働き方です。とくに、「官から民へ」の流れの中で、「公」を担う働き方です。

この法制化は、思いやりをもった働き方、思いやりのある地域社会に必ずつながるものです。新しい時代の新しい働き方、それによる日本社会の再生、人間らしい尊厳ある働き方と暮らし方に結びつく法制化の実現に向けて、最大の努力をしましょう。

## 協同出資・協同経営で働く協同組合（仮称）の速やかな制定を求める意見書

平成20年（2008年）6月27日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

長野県議会議長  
下崎 保

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

急速な少子・高齢化の進行等により、経済、雇用、産業等の様々な分野や地域間の格差が顕在化する中、失業をはじめ「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」等の新たな問題が発生するなど、とりわけ労働環境の悪化は深刻さを増している状況にある。

こうした中、地域に必要なサービスを協同出資により事業化し、社会貢献の喜びと尊厳を大切に働くことを通じ、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新たな働き方が注目されている。

しかしながら、こうした協同労働による協同組合には根拠となる法律が整備されていないことから、社会的な理解が浸透していないばかりか、法人格が必要な自治体の入札への参加や雇用保険等の面で制約がある等の課題が指摘されている。

よって、国においては、協同労働が市民活動という側面のみならず、新たな労働のあり方や就労の創出、地域の再生に資するものであり、少子・高齢社会に対応する有効な制度であることを踏まえ、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を速やかに制定するよう強く要請する。

# 地区労福協の飛躍を期して…2008年度活動方針

## ～各地区労福協定期総会・幹事会より～

### 木曾地区労福協 <2008総会・新春交歓会>

●開催日/2008年1月7日(月) ●場所/上松勤労者福祉センター

- ① 労福協木曾地域セミナーを開催する。
- ② 木曾地区労福協スキー交流会を開催する。
- ③ 第79回木曾地区メーデーを開催する。
- ④ 第6回木曾地区労福協ゴルフコンペを開催する。
- ⑤ 第2回木曾地域セミナーを開催する。



大北地区労福協

### 大北地区労福協 <第13回定期総会>

●開催日/2008年5月23日(金) ●場所/大田市総合福祉センター

- ① 労働会館の管理指定業務について、労働会館の健全経営を含め、責任ある管理運営に努める。
- ② 労働者が健全・安心・安全な生活を送るための、ライフセミナーの課題別開催に努める。
- ③ 労働団体、福祉事業団体、行政、互助会が相互に協力しながら、組織労働者だけでなく未組織労働者、地域市町村民へも参加を募るべく周知方法の創意工夫に努める。
- ④ 各構成団体との情報交換及び交流をしながら、労働者福祉向上に向けた情報誌の発行に努める。

### 塩尻地区労福協 <第18回定期総会>

●開催日/2008年1月7日(月)  
●場所/上松勤労者福祉センター

- ① ボランティア活動を始めた諸事情や労働者福祉と市民生活の向上を求めた市政要求を関係団体と共に取り組む。
- ② ボランティア活動・バスツアー・スポーツ大会は、未組織労働者や地域の人々の参加を募り、多くの皆さんに労福協を理解してもらおう。
- ③ 県労福協「くらし・なんでも相談ほっとダイヤル」の周知に努める。
- ④ 労働団体・事業団体の提携を一層強め、「豊かで、ゆとりある福祉社会」を目指した労働者福祉運動を進める。

### 上小労福協 <2008第1回幹事会>

●開催日/2008年5月30日(金) ●場所/上小勤労者会館

- ① 労働団体と事業団体が連携を深め、勤労者の自主福祉活動の充実を図り、併せて社会貢献活動を積極的に進める。
- ② 上田市との労政懇談会を実施する。
- ③ 上小労福協まつりや、東京ディズニーツアー等の親睦イベントを実施する。
- ④ 生涯サポートセミナーを開催する。
- ⑤ 未組織勤労者にも各種イベントへの参加を呼びかけ、上小地域全体の勤労者福祉活動の向上をめざす。

### 松本地区労福協 <第2回定期総会>

●開催日/2008年5月30日(金) ●場所/松本勤労者福祉センター

- ① 「生活あんしんネットワーク事業」推進スケジュールに沿った事業を展開する。
- ② 各事業団体との連携を密にし、各種研修会・セミナー等を開催し、事業団体の利用促進に努める。
- ③ 労働6団体による市政要求(提案)を取りまとめ、市長懇談会を開催する。
- ④ 「第37回松本地区勤労者文化祭」を開催する。
- ⑤ 3地区労福協及び安曇野地区による勤労者体育大会中信地区大会を実施する。
- ⑥ 松本市における各種審議会委員につき、構成団体と調整し、引き続き担当委員を選出する。



松本地区労福協

### 飯田地区労福協 <第6回定期総会>

●開催日/2008年6月19日(木)  
●場所/飯田勤労者福祉センター

- ① 「飯伊勤労者体育大会」や「飯伊勤労者交流会」を開催する。
- ② 生涯サポート研修会等の各種研修会を開催する。
- ③ 労福協の知名度アップのために、飯田地区労福協として「飯田りんごん」へ参加していく。
- ④ 第11回勤労者まつりは、共催団体として参加、協力する。
- ⑤ 引き続き組織強化に向けた体制作りを進めていく。



長野地区労福協

### 長野地区労福協 <第26回定期総会>

●開催日/2008年6月18日(水) ●場所/サンパルテ山王

- ① 独自の「福祉相談ダイヤル」の周知に努め一般市民の利用拡大を図る。
- ② 「囲碁・将棋大会」「地区勤労者体育大会」「親子ふれあい企画」「良きパートナーを探そう」等の事業を継続する。
- ③ 老後の豊かな人生設計の一助とするために「生涯生活サポート研修会」を開催する。
- ④ 福祉活動の共助として「車いす貸出し事業」を継続する。
- ⑤ 構成組織の推薦議員等の協力を得て、労働者福祉に関する政策・制度要求の実現をめざす。

### 上伊那地区労福協 <2008年度定期総会>

●開催日/2008年6月25日(水) ●場所/伊那市勤労会館第2会議室

- ① 南信ブロック活動の充実と連携の強化を図って行く。
- ② 暮らしSC設立により、未組織勤労者の結集を強化していく。
- ③ 2008年度上伊那地区勤労者体育大会を盛り上げていく。
- ④ 勤労者福祉運動をアピールするため、恒例の「労福協まつり」を実施していく。
- ⑤ 上伊那地区「生涯生活サポートセミナー」の実施を検討する。
- ⑥ 労働者福祉に関わる政策・制度課題については、引き続きその実現に向けて取り組む。

### 佐久地区労福協 <第3回定期総会>

●開催日/2008年6月20日(金) ●場所/小諸コミュニティセンター

- ① 構成団体と協力しながら、セカンドライフセミナーを開催する。
- ② 勤労者体育大会地区予選の盛り上げや、青年女性交流会について参画していく。
- ③ 勤労者フェスティバルを開催し、地域に根付くイベントとして確立させたい。
- ④ 労働団体・事業団体による自治体への提言活動に加わる。
- ⑤ 勤労者SC・互助会・共済会との連携を強化していく。



佐久地区労福協

### 須高地区労福協 <第21回定期総会> ●開催日/2008年6月27日(金) ●場所/須崎市第一勤労者研修センター

- ① 「生活あんしんネットワーク事業」を中心に、労働者の福祉分野全般に亘っての向上を図る活動を展開する。
- ② 「後期高齢者医療制度廃止」「ゆきとどいた医療制度確立」「貧困と格差の解消」をめざした活動を進める。
- ③ 各企業の従業員互助会などの組織にも加入を呼びかけ、各市町村勤労者互助会との連携を深める。
- ④ 「バスハイク」「親子映画会」「勤労フェスティバル」等のイベントを実施し交流を深める。又、「生涯サポートセミナー」も実施する。

# 〈生活あんしんネットワーク事業関連〉

## 暮らしサポートセンター 設立準備進む...

現在、県労福協は「生活あんしんネットワーク事業」に取り組んでおり、労金や全労済などの福祉事業団体と連携し、地域に福祉のネットワークを張り巡らすことを進めています。

その一環として、このたび県労福協内に、未組織労働者の受け皿会員としても機能する「暮らしサポートセンター（仮称）」を労福協・労金協同で設立するはこびとなり、各種準備を進めています。

サポートセンターの会員としての特典は、①住宅フェアや各種セミナー案内②労働基金の「弁護士による法律相談」「税理士による税務相談」等の案内③福祉事業団体が扱うサービス・商品案内等、幅広く各種情報が提供され、暮らしをサポートしてもらえます。

具体的には、県労福協に本部が置かれ、各地区労協内に地域暮らしサポートセンターが設置さ



2008年度総会にて

れますが、県労福協、福祉事業団体と地区労福協が常に意見交換し、連携を図りながら進めてまいります。なお、設立総会は、08年9月29日を予定。

## 東部ブロック協議会 第2期(後半)福祉リーダー塾

労働者福祉東部ブロック協議会主催の「第2期(後半)福祉リーダー塾」が6月27日〜28日の二日間に亘り新潟県長岡市蓬平町「よもやま館」に於いて28名参加により開催され、県労福協からは、ろうきん営業推進部の春日職員が参加しました。



主催者あいさつ

一日目は、連合副事務局長山本幸司氏が、「日本社会の現実と労働運動」と題し、労働運動・労協協運動が地域社会で果たす役割と使命、ワン・ストップサービスの目的と役割について講演されました。又、全労済東日本事業本部次長小島茂氏が、今後の労協運動の基本方向と課題について講演されました。

二日目は、中央労働金庫総合企画部次長山口郁子氏が、労働組合・勤

## 北信地区労福協設立される！

かねてより懸案だった「北信地区労福協」が5月28日(水)アップルシティなかのに於いて設立総会を開催し、役員体制をはじめ2008年度の活動方針も決まり、活動が始まりました。

### 〈2008年度活動方針〉

- ①地域福祉の原点は、個別企業の枠を超えた「地域で働き、地域で暮らす勤労者」の社会保障システムづくりであり、その実現に向けて活動ををす。
- ②労働団体と福祉事業団体が連携し、職域と地域の自主福祉運動の充実・発展をはかる。
- ③市町村自治体との関係を密接にしつつ、労働者福祉に関する政策制度要求の実現をめざす。
- ④長野県労福協が提案する「生活あんしんネットワーク事業」の取り組みを推進する。



小林会長あいさつ

## 安曇野地区労福協設立にむけて...



安曇野市長との懇談会にて

安曇野地区でも「安曇野地区労福協設立」に向けて取り組みを進めています。7月22日には、行政との連携も必要のために、安曇野市の平林伊三郎市長を訪問し懇談をしました。平林市長は労福協の必要性を理解し前向きに協力していただけの事となりました。

労働者が抱える課題に労金はどう対応していくのか、又、ボランティア・NPO活動といった新しい動きにどう関わっていくのかを中心に講演されました。後半はグループごとに「労協協運動の再生に向けて求められるもの」「今後のあるべき労金・全労済運動の課題」について論議しました。先進的な取り組みをしている地区もあり、今後の取組みに役に立つ大変有意義な研修会でした。

若者のみなさんへ

### 若い君ならチャンスはある、あきらめるな!

長野県地域労使就職支援機構は企業の正規雇用拡大に取り組み、フリーターの正社員への雇用を支援しています!

就職・転職の相談は、長野県地域労使就職支援機構の

東北信地区  
**無料職業紹介所**  
長野市県町584  
(社)長野県経営者協会会館内  
電話:  
026-231-6535

中南信地区  
**中南信事務所**  
松本市渚2-1-2  
電話:  
0263-27-8540

まずはお気軽にお電話ください

厚生労働省委託事業 **長野県地域労使就職支援機構**

〒380-0838 長野市県町584 (社)長野県経営者協会会館内 TEL.026-231-6520



# くらし・なんでも相談

シリーズ No.14

## 「離婚問題」



田中善助弁護士

「日々の生活の中で虹色の夢も色あせて…」  
 安穩な結婚生活を願っていても、生活していく課程には苦しいことも沢山あります。力を合わせて乗り切つて進むことも、一旦立ち止まって見直してみることも大切です。それでも「離婚を」と考えた時には、感情に任せず、十分な話し合いを持ち、効力ある取り決めを結ぶことが重要となります。

今号は、当相談ダイヤル相談員（長野県弁護士会所属）の田中善助弁護士の相談事例から、離婚をめぐる様々な問題についてご紹介いたします。



CSL-0474747474

### 【事例①】 《離婚に応じてくれない外国籍の夫》

夫はイギリス籍である。離婚したいが、離婚に応じてくれない。どうしたら良いか。夫に金を貸してあるが、そのことを書面に書いた方が良いか。

### 【回答】

夫が外国籍であっても、一方の当事者が日本人で、且つ日本に常居所（生活の本拠地）を有する場合、離婚は日本法による（法の適用に関する通則法第27条）。

従つて、日本民法により、相手方が協議離婚に応じない場合は、家裁に調停の申立を行い、調停が成立しない場合は家裁に離婚の訴を提訴する（審判離婚・裁判離婚）。

貸借を書面化することは、合意が成立したことを示し、その内容を明確にするものであり、望ましい。

しかし、その書面では強制執行することはできず、裁判をすることになる。

### ワンポイント

#### 【国際離婚】

○日本の場合、離婚の約90%が協議離婚。しかし、協議離婚を認めない国や、裁判によってできないと離婚できない国、また離婚自体を認めない国もある。また、子供の国籍問題に絡んだ難しい問題も発生する。

国際結婚をする時、結婚に伴う手続きを調べるのと同時に、離婚に伴う双方の国の手続きについても調べて知識を持つことが良い。

### 【事例②】 《別居中の夫からの仕送りが途絶えて》

夫の女性関係が原因で別居し、8歳と6歳の子供と三人暮らし。

今まで生活費を貰っていたが、夫は会社を辞めてしまい、アルバイトをしている。仕送りが途絶え、生活に困る。

夫とその女性に子供も生まれた様子である。

### 【回答】

夫には婚姻費用分担の義務（生活保持義務）がある。そのため、夫の生活水準と同程度の生活を維持するに必要な額を請求できる。

相手方に対し、収入等を聞き、妥当と思われる額を請求する。相手方が拒否したら家裁に婚姻費用分担の調停、審判の申立をする。

なお、子供も生まれ別の家庭を持つてしまった夫を待ち続けても戻ってくる可能性は少ないように思える。先の長い人生なら離婚して新たな生活を始めることも一つの選択ではないか。

### ワンポイント

#### 「離婚に伴う時効」

○離婚届 後々、もめないためには、離婚届を出す前に、財産分与・慰謝料・子供の養育費・面接交渉権などを取り決めておく。○合意内容は公正証書にし、「執行承諾文書」（万一、支払が実行されない等の場合には強制執行します）を入れておく。金銭については裁判所の判決と同じ効力を持つ。

○時効 権利があるのに関わらずその権利を主張しないこと。一定期間が過ぎるとその権利が消滅する。離婚成立の時から、財産分与請求権は2年、慰謝料請求権は3年で権利消滅するので注意。

### 【事例③】 《子供が心配で復縁したいが、慰謝料は？》

好きな女性ができて妻とは1年前に離婚し、その女性と同棲している。

子供（3人）には九州に単身赴任になったと話してあるが、子供のことが心配で、同棲中の女性との関係を清算して元に戻りたい。

彼女に対する慰謝料はどの位か。

### 【回答】

現在の彼女との関係は内縁関係といえる。これを正当な理由なく破棄した場合、慰謝料を支払う責任を生じる。本件の場合、正当な理由はないといえる。

また、内縁関係に至った経緯も慰謝料に関係する。彼女には、将来も一緒に暮らそうと云って同棲を始めたのであるから、彼

女は今後とも内縁関係、場合によっては法律上の夫婦となることも期待し得たものといえる。

以上のことを考えると、離婚に準じて考えることが必要。相場としては300万〜500万円の請求を受けても過大請求とはいえない。彼女の主張にもよるが200万円位か。

### ワンポイント

#### 「養育費の不払い」

○協議離婚で支払義務を盛り込んだ協議離婚書を公正証書で作った場合や、調停離婚で調停調書がある場合、約束事を履行させるためには、まずは手紙（内容証明）や電話などで督促することが望ましいが、法的手段としては、①履行催告、②履行命令、③強制執行（給料等の定期的な収入の差押さえ）（税金・社会保険料控除後の給与等の額の2分の1まで。但し33万円未満）がある。協議離婚の場合でも「公正証書」で作成しておくことがポイント。

もしあなたが人生の岐路に立ったとしたら、専門家による相談窓口も利用して、あなたにとって最良の解決策を見つけることができます。

離婚に伴う様々な手続きは自分でもできますが、弁護士に依頼する場合は、信頼できる友人・知人や、弁護士会に紹介を受けましょう。ホームページや電話帳を参考に直接弁護士に電話する場合は、その相談結果により信頼できるか否かを見極め、依頼するのが良いでしょう。

### 困ったときは、くらし・なんでも相談

「ほっとダイヤル」をご利用下さい。

0120-39-6029

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。



# 消費者保護へ第二步!

## 長野県消費生活条例制定される!!

長野県消費者団体連絡協議会（県労福協・連合長野・県労組会議・中立労連・生協連が加盟）など、県内の消費者団体が長年取り組みを続けてきた制定運動が実を結び、「長野県消費生活条例」が7月4日（金）に県議会6月定例会で可決され、全国で47番目に制定されました。

### 条例が制定されるまで

この間、県労福協の県政要請においても、長野県の消費生活条例の必要性を再三訴えてきましたが、ヤマ金対策や消費生活センターの拡充などの対処ができており「消費者保護要綱」でも条例と同等の役割を果たしているとして県は条例化に難色を示してきました。

県消団連では、大学教授や弁護士を講師に迎えた消費者学習会を連続的に開催し、また県民への消費者トランプアンケート等を行う中で、消費生活条例の必要性について認識を深めるとともに、県議会に請願書を提出し、06年7月10日の県議会本会議で条例制定に対する請願が採択されました。

その後、07年1月には、県消団連と研究者・弁護士・司法書士・専門相談員による「消費生活条例促進ネットワーク」を結成し、消費者被害の抑止と救済に実効性のある条例を

作るため、本格的に条例の内容について検討し、県へも提言を行ってきました。

### 条例に定められた内容

長野県消費生活条例では、消費者の権利の確立と消費者の自立の支援を基本理念とし、県や事業者の責務、消費者や消費者団体の役割が明記され、県が実施する、安全の確保、表示や放送の適正化、不当な取引行為の禁止などの施策が定められました。



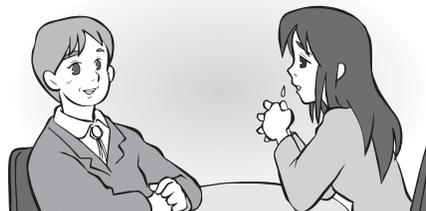
消費生活条例学習会にて

### 条例ができたことの意味

52項目の禁止行為（不当な取引行為）が具体的に明示され、違反業者の処分がやりやすくなったことで、消費者被害の抑止につながります。また、消費生活審議会への消費者代表の参加などを通じて、県民の声が直接行政施策に反映されます。国が収集した危害情報の提供を県の努力義務とした点も先進的です。

この条例は消費者のために作られ

ました。条例を生かし、魂を入れるのは私たち消費者・県民の役割です。内容を理解し、まわりの人にも伝えていきましよう。



## 労福協との統合に向けて検討に入る

### 労働基金評議員会開催

（財）長野県労働者福祉基金協会は、7月15日に、長野市内のろうきんビルに於いて第27回評議員会を開催しました。

はじめに平成19年度事業報告・会計報告、続いて平成20年度事業方針・予算案が提案され、満場一致で承認されました。

平成19年度に於いては、労働団体や事業団体の代表者及び有識者（弁護士・税理士）による「基金のあり方検討委員会」を設置し、今後の事業活動のあり方等について一定の方向が示されました。

平成20年度以降、検討委員会の報告に基づき、次の通り具体的な検討に入ることになりました。

①今後の事業活動について、一定の評価がされている事業を今後も継続発展

させていくとともに、介護・高齢者向け事業や子育て支援事業についても具体的な検討に入る。

②引き続き経費節減を図りながら、新たな資金協力を関係諸団体に要請していく。

③早急に専従者を配置できるよう、労働基金に要請していく。

④類似の事業を行って、いる県労福協との組織統合に向けた協議を開始し、概ね三年を目途に結論を出していく。



報告を聴く評議員

## 長野県住宅生協 第27回通常総会開催

長野県住宅生協は、5月23日に第27回通常総会を開き、総会には本人・代議員94名をはじめ、来賓、役員合わせて116名が出席し盛大に開催されました。

総会は、議長に電機連合の原武雄氏を選出し、議事が進められました。冒頭近藤理事長が、「少子高齢化社会の急速な進展、物価の急騰等で、新設住宅の着工が減少しており、住宅生協を取り巻く経営環境はより厳しさを増しているが、このような状況だからこそ、勤労者にとって、安心安全そして低廉な住宅を提供し続ける住宅生協の責務はより重要性が増している。今後、事業運営の健全で透明性を基本に置きながら活動を進める。」と挨拶しました。議事は、池内常勤理事より事業報



近藤理事長あいさつ

告・決算報告がされ、報告どおり承認されました。

又、08年度事業・活動方針①勤労者に優良な住宅を提供すると共に、円滑な運営、安定的な事業運営に努める。

②新規事業用に「安心・安全・低廉」な住宅用地を取得、提供する。等について、北原専務理事が提案し、採決の結果、満場一致で承認されました。

又、今期は、「生協法改正に伴う」「定款・規約・規則の改正」と、「任期満了に伴う役員改選」も提案され、採決の結果、満場一致で承認されました。

## 長野県労働金庫 第59回通常総会開催

長野県労働金庫は、6月23日に第59回通常総会を開催しました。総会には代議員をはじめ、来賓、役員合わせ220名が出席しました。

議長に和平理事が選出され審議に入りました。

冒頭、瀧澤理事長より経済情勢および07年度主要勘定等の報告と、今後の課題提起、更に日本労働金庫構想(案)について「各金庫は2008年秋に開催予定の労金協会臨時総会で策定・確認される会員討議資料をもって会員討議を行い、2009年6月の各金庫の総会で合併についての態度を明らかにする。その後開催される労金協会の総会で合併案を議決し、同年7月に合併準備会を設立する。その後、会員討議を

を経て各金庫・連合会は2011年6月の総会で合併の最終判断・確認を行う。合併の時期は2012年4月を目途とする。」という状況報告がされました。

続いて来賓を代表して、石田長野県知事代理、県労福協近藤理事長からご挨拶をいただきました。

議事は北原専務理事より平成19年度剰余金処分案承認の件について報告及び提案がされました。又、市川常務理事からは、中期経営3カ年計画及び平成20年度事業計画承認の件について提案がなされました。

第1号議案から第7号議案まで審議され、質疑応答の後、満場一致にてす



県労働金庫2008年度総会にて

べての議案が承認され、健全な経営体制を確立し、良質で安心な金融サービスを提供すること、又、会員・勤労者とともに成長し、地域社会の役割と責任を着実に果たすことを確認し、閉会となりました。

## 県勤労者互助会連絡協 第20回総会開かれる

7月9日、松本市で長野県市町村勤労者互助会・共済会の第20回総会が28勤労者互助会等から61名の参加を得て開催されました。

議長選出に続き、主催者の石田会長が連絡協の活動活発化、特に支部活動の活性化に向け事務局体制を補強したこと、県段階や支部段階では活動交流や情報の交換を積極的に進めることが課題であると挨拶されました。

続いて、来賓の労働者福祉事業団を代表して全労済の飯田理事長から、厳しい環境が続く中小企業勤労者の福利厚生充実に向け、連絡協活動をより活発化し寄与すべきと激励をいただきました。

平成20年度活動計画では、活動の柱としては役員会と支部の活性化をめざすことが提案されました。具体的には、互助会のニーズに沿った活動を進める。この2年間周知活動を進めた労福協の「生活あんしんネットワーク事業」の共同化を促進することが承認されました。午後からは、「上田勤労者互助会の統合と東信支部の活動について」と題して西入上田市商工課長に講演していただきました。

引き続き互助会の規模別に4分散会を開催し、意見交換を行い、全体会議でその共有化を図りました。



石田会長あいさつ

地区労福協からの活動報告

上伊那地区労福協

新たな「絆」と「共創」を目指し、より高みのある運動推進に挑戦、6月25日(水)伊那勤労会館において上伊那地区労福協の08年度総会を開催しました。

08総会には、構成団体より代議員・役員が48名出席、07年度の活動報告の確認とともに、①変化への対応力を高める(気づきの場の提供)、②参加関与組織への転換、③より高みのある運動体への進化、④地域の・拠り所「機能を高める運動への挑戦」を柱とした08年度の運動方針を力強く確認しました。

くつかのトライアルを実施しています。取り組みの結果や各構成団体・参加者の皆さんから寄せられた多くの問題点・課題などを踏まえ、より一層のシナジー効果の発揮により、勤労者の「生活」「福祉」をトータル的にサポートできる組織のあり方について、大いに論議を深めていきたいと考えています。

私たちを取り巻くさまざまな変化が常態化している今日、私たちは変化を脅威ではなくむしろ好機と捉え、全ての勤労者が豊かに生きることが実感できる新たな運動を創造していきたいと考えています。

3 団体合同書記研修会  
組合員・勤労者の目線で最も身近な労働者福祉といった視点から、さらなる連携の強化と課題解決を目的として、労金全労済労福協合同書記研修会を3月27日に開催。

定期総会にて



勤労者・現場の目線を大切に!

このような視点から、い

労福協住宅生協合同オルグ  
構成団体との更なる連携の強化により、地域運動のウイングを拡げるとともに、一人ひとりのライフステージを総合的かつ効率的にサポートしていくことを目指し、07年12月20日(伊南地区7団体)、08年7月11日(伊那・伊北地区13団体)に労福協住宅生協の合同オルグを実施。

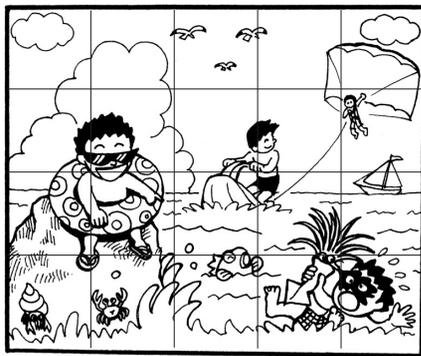
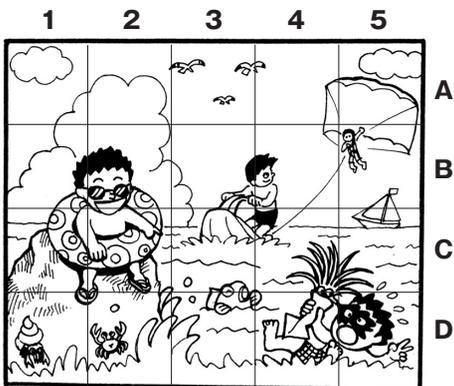
地域の拠り所機能強化を目指して  
地域で働く皆さんの「悩み」を知り、それぞれの「豊かに生きる」を具現化していくために、「上伊那地区なんでも相談所」の開設に向けた検討を開始。

8月のま方がいさがい

お家探して楽しんで

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。

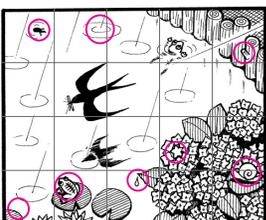
日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。



プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ宛先は表紙にあります。
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れず。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード千円分をプレゼント。
- 締切り 8月31日

前回の正解は



当選者(5名・敬称略)

- 犬飼 文人(松本市)
- 大島 雄二(長野市)
- 宮坂 裕一(小諸市)
- 唐澤 真弓(飯島町)
- 大澤 孔(池田町)

山なみ

全国各地の地方労福協では、ライフサポートセンターの活動が活発化する中、「後期高齢者医療制度の廃止を」訴える街宣行動が全国で取り組まれ、多くの市民から激励を受けています。

長野県でも、6月8日、千曲市の「姨捨」で、「後期高齢者医療制度は廃止せよ、68怒りの姨捨一揆」を、又、9日には長野駅前街宣行動等が労働団体中心に行われました。

75歳で一方的に線引きし、お年寄りを差別し、苦しめるこんな制度は絶対に許せない!この姨捨は「昔、口減らしで親を捨てることを強制された息子がその親の知恵で救われ、以後その慣習を改めて、親を大切にすることになった」伝説の地です。人生80年時代、長野県は「長寿県」、「長生きが喜べない制度はおかしい」この長野から後期高齢者医療制度廃止の声を、強く全国に訴えて行きたい。

姨捨の地から見る善光寺平にはお寺がたくさんあります。あるお寺の掲示板に「人を愛するものは、他人も常にその人を愛し、人を敬うものは、他人も常にその人を敬う」と書かれていました。

自分は愛され、敬われる人間だろうか。すべての人が生きていて良かったと思える社会を作ることが労福協の使命。

「お互いの助け合い、支えあい、ぬくもりのある社会」を創るため、長野県での生活あんしんネットワーク事業の充実に更に取り組みで行きます。(青)



飯田美術市民ギャラリーにて